

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規則

○知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

(デジタルみやぎ推進課)

一

告示

○液化石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等についての認定

(消防課)

一

○保安林の指定の予定

(森林整備課)

一

○保安林の指定の予定

(同)

二

○保安林の指定実施要件の変更

(同)

二

○保安林の指定実施要件の変更の予定

(同)

三

公告

○開発行為に関する工事の完了(二件)

(建築宅地課)

三

人事委員会

○人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

四

規則

知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第七十三号

知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用

に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十九年宮城県規則第八十六号)の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条を削る。

第十条中「別表第七」を「別表第六」に改め、同条を第八条とする。

別表第一環境影響評価条例(平成十年宮城県条例第九号)の項を削る。

別表第四環境影響評価条例の項を削る。

別表第六を削る。

別表第七中「第十条関係」を「第八条関係」に改め、同表を別表第六とする。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

告示

○宮城県告示第六百五十七号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四十九号)第三十五条の六第一項の規定により、液化石油ガス販売事業者について、次のとおり保安の確保の方法等の認定をしたので、同法第八十八条第二項第一号の規定により公示する。

令和四年九月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

氏名又は名称及び法人に あつては代表者の氏名	住所又は所在地	保安確保機器の設置 及び管理の方法の別	認定年月日
白ゆり商事株式会社 代表取締役 佐々木 新一	仙台市青葉区本町三丁目五番三号	液化石油ガスの保安の 確保及び取引の適正化 に関する法律施行規則 (平成九年通商産業省 令第十一号)第四十六 条第一号 (第一号認定)	令和四年九月十五日

○宮城県告示第六百五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

気仙沼市本吉町大谷九、一〇の一から一〇の三まで、一一、一二の一、一二の三、一三の一から一三の三まで、一六の三、一八、一九、二一の一から二一の三まで、二二の二、二二の三、二四の四から二四の六まで、二六の三、二七の四、三二の四、三四の一、三四の三、三五の一、三五の二、三六の二、三六の四、三七、三九の一、三九の一三、七八の六、七九の一、七九の四

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

伊具郡丸森町筆甫字下北山一二二、四三の一、四九の一、四九の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

字下北山一二二、四三の一・四九の一・四九の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和四年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県利府町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

宮城県利府町（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県利府町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び利府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

黒川郡大和町落合相川字大沢九十六番地の三

黒川郡大和町吉岡南三丁目十番地の四

瀬戸 麗奈
瀬戸 彪牙

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 遠田郡涌谷町字尾切五番一、五番四、六番一、七番一、八番一、九番一、十番一、十三番一、十三番三、十四番一、十五番一、十六番一、十七番一、十八番一、十九番一、二十一番一、二十二番一、二十三番一、二十四番一、二十五番一、二十六番一、二十七番一、二十七番二、二十八番一、二十八番二、二十九番一、二十九番二、三十番一、三十番三、三十一番一、三十一番三、三十二番一、三十三番一、三十四番一、三十五番一、三十六番一、三十七番一、三十八番一、三十九番一、四十番一、四十一番一、四十二番一、四十三番一、四十四番一、四十五番一、四十六番一、四十七番一、四十八番一、四十九番一、五十番一、五十一番一、五十二番一、五十

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

三番、五十四番、五十五番、五十六番、五十七番、五十八番一、五十九番一、五十九番二、六十番一、六十一番一、六十二番一、六十三番、六十四番、六十五番、六十六番、六十七番、六十八番、六十九番、七十番一、七十一番一、七十二番一、七十三番一、七十六番一、七十七番、七十八番、七十九番、八十番、八十一番、八十二番、八十三番、八十四番、八十五番一、八十六番一、八十七番一、八十八番一、八十九番、五番四地先の水の一部、二十七番二地先の道の一部、三十四番地先の道の一部、七十九番地先の道の一部
東京都千代田区九段南二丁目一番三十号
株式会社ウエルファムフーズ

人事委員会

人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年九月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―二―七十

人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第二百二十八号)に基づき、人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「平成六年国家公安委員会規則第十八号」第二条を「令和四年国家公安委員会規則第十五号」第二条第一号に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。